

## 市第90号議案 栄区上郷町所在土地の取得

【特別緑地保全地区指定等拡充事業（大丸山近郊緑地特別保全地区）の土地の取得】

### 1 取得予定地

所 在	栄区上郷町字神戸 <sup>かんべ</sup> 1,400番の321外 <sup>ふで</sup> 10筆
地 目	山林
地 積	16,050.21 m <sup>2</sup>
金 額	169,916,769円（13,327.86 m <sup>2</sup> ×10,400円、2,722.35 m <sup>2</sup> ×11,500円）（横浜市財産評価審議会答申の評価額に基づく金額）
土地所有者 （契約の相手方）	京浜急行電鉄株式会社

### 2 取得理由

「大丸山近郊緑地特別保全地区」の指定地内の土地所有者から、都市緑地法に基づく買入れの申し出があったため、次の規定により平成23年度及び24年度に引き続き取得します。

#### < 根拠法令 >

都市緑地法第17条では、「特別緑地保全地区内の土地について、所有者から買入れるべき旨の申出があった場合、買入れるものとする」と規定しています。

また、国が定める都市緑地法運用指針では、近郊緑地特別保全地区についても同様に扱うものと規定しています。

### 3 今後の予定

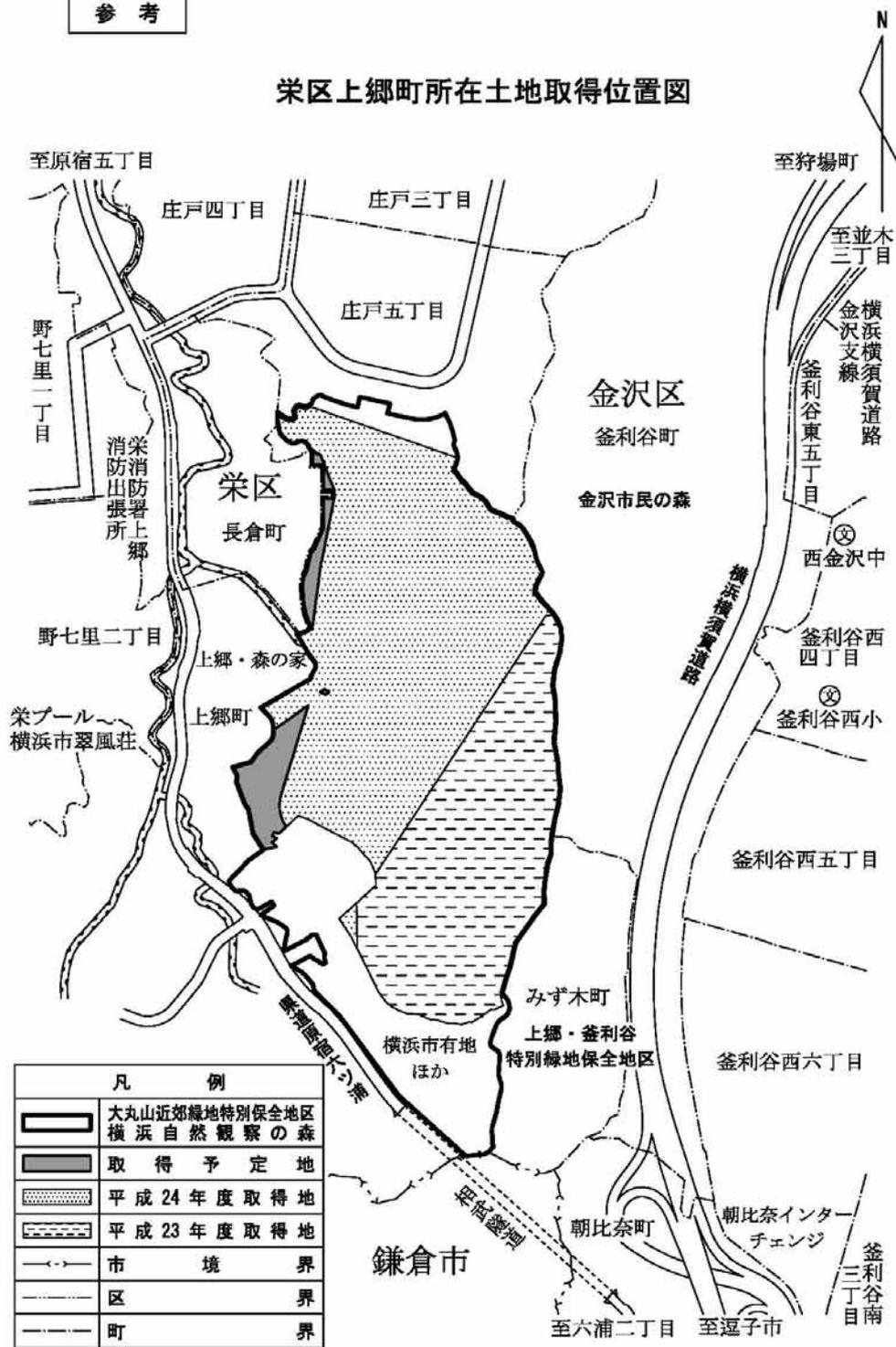
取得予定地について、議案の議決後、土地売買契約を締結します。また、当該地区内の残りの土地についても、次年度以降、取得します。

#### 【参考】 取得予定地に関するこれまでの主な経緯

昭和52年1月	市民の森契約の締結（金沢市民の森）
昭和61年3月	「横浜自然観察の森」を開園
平成10年3月	市民の森契約満了に伴い、取得予定地を含む一団の緑地の保全について協議を継続
平成19年12月	取得予定地を含む一団の緑地の保全に関する「基本協定」の締結
平成22年3月	「大丸山近郊緑地特別保全地区」都市計画決定
平成23年9月	都市緑地法に基づく「土地買入申出書」の受理、35.7ha
平成24年1月	土地売買契約締結（第1回）12.8ha（約13.6億円）
平成25年1月	土地売買契約締結（第2回）20.5ha（約21.5億円）

参 考

栄区上郷町所在土地取得位置図



< 現況 >  
 「大丸山近郊緑地特別保全地区」は、市街化調整区域に位置し、樹林地を中心に、草地や水辺等が混在する多様な自然環境を形成しています。また、「横浜自然観察の森」の区域になっており、自然観察や環境教育の場として多くの市民の皆様にご利用されています。